

様式 1

生産行程管理業務規程

作成日 令和 3 年 7 月 15 日

更新日 令和 5 年 6 月 24 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ヤマグチケンヤマグチシオゴオリシモゴウ バンチ
（〒754-0002）山口県山口市小郡下郷2139番地

名称（フリガナ）：ヤマグチケンノウギョウキョウドウクミアイ
山口県農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事理事長 折込 正一郎

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（やまのいも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：トクヂ
徳地やまのいも、Tokuji Yamanoimo

4 明細書の変更

山口県農業協同組合（以下「生産者団体」という）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種（系統）の確認

「徳地やまのいも」の種芋は、生産者団体が生産者からの申込みを受けて種芋を配付することとし、申込み・配付の状況を記録する。生産者において前年度の「徳地やまのいも」を分割して種芋とする場合は、生産者団体が定める栽培ごよみに従って種芋を作成し、その量を栽培管理表に記録する。

生産者団体は、出荷開始前に、この申込み・配付の記録を栽培管理表と照らし合わせて、生産者が「徳地やまのいも」の種芋を使用しているか否かを確認する。

（2）生産地・栽培の方法の確認

生産者団体は、出荷開始前までに生産者に圃場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した協定書及び栽培管理表を作成、提出させ、その記載内容を確認することで、生産地及び栽培方法を遵守しているか否かの確認を行う。生産地については協定書に記載されている栽培場所が「水田栽培実施計画書」に記載されている水田であることを確認し記録する。

また、生産者団体は栽培期間中に年1回現地調査を実施し、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体は臨時に、現地調査を実施する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「徳地やまのいも」の選果は、生産者において行うこととし、生産者団体が指定する共同選果場において生産者団体の職員から選任させる審査員が検品を行う。その際(1)及び(2)の記録を確認するとともに、出荷規格及び最終製品の基準を満たしているか否かを確認し記録する。

6 明細書適合性の指導

(1) 種芋・栽培の方法

生産者団体は年一回以上、生産者に対し、講習会の機会を設け、生産地、特性、生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

また、生産者団体は、生産地、種芋及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体は当該生産者の生産したやまのいもの出荷を停止するとともに、当該生産者への「徳地やまのいも」の種芋の配付を一定期間禁止するものとする。

(2) 出荷規格について

生産者団体は、出荷規格を満たさないやまのいもについては、地理的表示である「徳地やまのいも」及びGIマークを付した状態で出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 生産者団体は、前記5(3)の確認の際に(出荷の際に)、明細書に記載の生産方法の各基準をいずれも満たしているやまのいもについてのみ、地理的表示である「徳地やまのいも」及びGIマークが使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「徳地やまのいも」及びGIマークが使用されている包材等についても確認する。

(2) 生産者団体は前記5(3)の確認の際に、以下のやまのいもがあるか否かを確認し記録する。

- ① 明細書に記載の基準を満たしていないやまのいもであるにもかかわらず、地理的表示である「徳地やまのいも」及びGIマークが使用されているやまのいも
- ② 地理的表示である「徳地やまのいも」のみが使用されているやまのいも
- ③ GIマークのみが使用されているやまのいも
- ④ 地理的表示である「徳地やまのいも」と類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されているやまのいも

8 地理的表示等の使用の指導

生産者団体は6(1)に記載の講習会の機会において、生産者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

また、生産者団体は、前記 5 の（3）の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体は、当該生産者が生産したやまのいもの出荷を一定期間停止する。

- ① 明細書に記載の基準を満たしていないやまのいもであるにもかかわらず、地理的表示である「徳地やまのいも」及び GI マークが使用されている場合
- ② 地理的表示である「徳地やまのいも」のみが使用されている場合
- ③ GI マークのみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「徳地やまのいも」と類似する表示又は GI マークに類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

生産者団体は、8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までを 1 年度として、年度終了後 1 ヶ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添 5 「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として以下の資料
生産者団体が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

生産者団体は、前記 9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を、防府とくち北部営農センター（山口県山口市徳地堀 2164 番地）に、その提出した日から 5 年間、保存するものとする。

- (1) 協定書
- (2) 栽培管理表
- (3) 種芋の申込み・配付記録
- (4) 水田栽培実施計画書

11 連絡先

